

東陽支所だより

発行: 八代市東陽支所 編集: 東陽支所地域振興課 (Tel.65-2111) 発行日: 令和4年2月1日

《東陽町の人の動き》

【世帯数】 812世帯
【人口】 男 931人
 女 999人
 合計 1,930人

(令和3年12月31日現在)



まちの話題

無病息災を祈り「とんとや」

〜天まで舞い上がる炎〜

新年の恒例行事である、「とんとや」が各地区で行われ、無病息災・五穀豊穡・家内安全・新型コロナウイルス感染症の終息を祈りました。

1月14日(金)、坂より上地区では、公民館のグラウンドに何十本もの竹を一つに束ねたやぐらが組みあがり、門松・しめ縄・破魔矢などをわらと一緒に入れ、火を放つと竹が弾ける威勢の良い音とともに、寒さを吹き飛ばすような熱気が漂いました。

また、各家庭から持ち寄った鏡餅がきれいに焼けると、いろいろな味で楽しみました。



八代地方果実品評会・宣伝会

1月9日(日)、イオン八代店で、八代地方果実品評会・宣伝会が行われました。品評会では、東陽町からも多くの生産者が入賞しました。また、宣伝会は、品評会で入賞した「晚白柚」と「不知火」を、買い求めるお客さんでにぎわいました。

東陽町の入賞者は、次のとおりです。

■ジャンボ晚白柚の部

金賞 前田 一喜 (黒淵)

■ハウス晚白柚の部

銀賞 橋本 幸一 (西原)

銅賞 前田 聖也 (黒淵)

■屋根掛け不知火の部

銅賞 山本 義夫 (赤山)



日本遺産認定記念連載
「東陽町日本遺産めぐり(8)」
蕨野橋(椎谷地区)
東陽石匠館館長 上塚寿朗



蕨野(わらび)の橋は、蕨野川に架かるめがね橋で、種山石工の里の橋だけあって綺麗な輪石を持つめがね橋です。壁石は水平にそろった布積みで、橋の幅は4mあり、東陽町にあるめがね橋のなかでも、最も幅広です。今ではさらにコンクリートで拡幅されており、拡幅されたときに撤去されたであろう親柱には「わらびのばし」の文字があったとの事です。

この橋のすぐ下流には、平成5年にできた同名の蕨野橋が並行して架かっています。どちらも国道443号に架かる橋で、国道に架かるめがね橋は、県内に数えるほどしかなく貴重な橋です。また、複数の名称を持つめがね橋は多いのですが、この橋も「椎谷(しいや)橋」とも呼ばれ、また地元の方の話では「日久里(ひぐり)橋」とも呼んでいたとの事です。

冷蔵庫が無い頃は、橋からスイカや野菜などを下げて冷やしていたとの事です。

令和4年度市民税・県民税の申告受付のお知らせ

令和4年度（令和3年分）市県民税の申告の受付を行います。東陽町では下表の日程で受付を行いますので、申告が必要な人は期間内に申告をしましょう。

申告会場・時間	東陽町の指定日	指定地区
東陽定住センター 大研修室 受付時間 午前 9:00～11:30 午後 1:00～4:00 ※正午～午後1時までは 受付できません。ご協力 をお願いします。	2月9日 (水)	午前 河俣地区
		午後 南地区
	2月10日 (木)	午前 小浦地区
		午後 北地区

上記の指定日に都合がつかない人は、他の指定日にその会場へ来場されることも可能です。

申告に必要なもの

◆本人確認書類

個人番号カードまたは番号が確認できるものと、運転免許証など身元が確認できるもの



◆所得（収入）に関するもの

- ・源泉徴収票（給与や公的年金）
- ・収支内訳書（農業・営業・不動産）
- ・支払明細（個人年金・講師料・謝金などの各種報酬）
- ・一時所得や保険満期一時金などの証明書
- ・配当所得の源泉徴収票や支払明細

◆控除に関するもの

- ・社会保険料（国民健康保険税、国民年金掛金、介護保険料など）
- ・生命保険、地震保険などの支払証明書
- ・医療費などの領収書

***申告の詳しい内容につきましては、「広報やつしろ」2月号をご覧ください。**

【問合せ先】 地域振興課 65-2111

消防団員募集中

消防団は、地域に密着した防災機関で、火災や災害発生時に迅速な初期消火活動、人命救助、避難誘導など住民の生命・財産を守る大きな役割を担っています。近年、過疎化や少子高齢化の影響で団員数が減少していることから、地域の防災力を維持・強化するためにも消防団員の確保は必要不可欠です。

ぜひ、消防団の一員となり大切なふるさとを守っていきましょう。多くの方々（特に若い力）の入団をお待ちしています。

入団資格：市内に居住または勤務する18歳以上の者

※消防団員は非常勤の地方公務員になり、次のような処遇が講じられます。

- ・被服の貸与
- ・報酬などの支給
- ・公務時の災害補償
- ・退職報償金の支給

【問合せ先】 地域振興課 65-2111

市税等の納期について

2月10日（木）納期限のもの

- ◆農業集落排水使用料 1月(12月使用分)
- ◆浄化槽使用料 1月(12月使用分)です

2月28日（月）納期限のもの

- ◆国民健康保険税 11期
- ◆介護保険料 11期
- ◆後期高齢者医療保険料 8期
- ◆簡易水道使用料 2月(1月使用分)



※口座振替をご利用の方は、事前に口座の残高をお確かめください。

※納付が遅れる場合は、必ず地域振興課までご連絡、ご相談ください。

【問合せ先】 地域振興課 65-2111